

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 3 0 年度
計画主体	津別町

津別町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 津別町産業振興課農政グループ
所 在 地 北海道網走郡津別町字幸町 4 1 番地
電 話 番 号 0 1 5 2 - 7 6 - 2 1 5 1
F A X 番 号 0 1 5 2 - 7 6 - 2 9 7 6

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ
計画期間	平成31年度～平成33年度
対象地域	津別町内全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	小麦	25.7ha 3,040千円
	てん菜	22.6ha 6,930千円
	馬鈴しょ	6.3ha 845千円
	豆類	52.0ha 7,323千円
	玉ねぎ	1.9ha 900千円
	飼料作物	0.0ha 0千円
	他野菜	0.0ha 0千円
計	108.4ha 19,038千円	
ヒグマ	てん菜	1.1ha 400千円
	飼料作物	4.0ha 490千円
	他野菜	8.1ha 1,600千円
	計	13.2ha 2,490千円

(2) 被害の傾向

<p>本町におけるエゾシカの被害は、小麦・てん菜・馬鈴しょ・豆類等の食害が大部分を占め、被害は4月末の播種時期から10月末の収穫時期まで、町内全域にわたって毎年繰り返されており、近年の活動の成果により被害は減少に向かっているものの、未だ甚大な被害を受けている。</p> <p>被害防止対策として平成9年から平成12年と平成22年から平成27年の計10ヶ年で全町的に鹿侵入防止柵の設置を行なったが、防止柵の未接続部分からの侵入や、防止柵内の山林に残っていたエゾシカの繁殖等も懸念される。</p> <p>ヒグマによる被害については、エゾシカとほぼ同様な時期に食害及び踏み荒らしの被害が多く、近年では市街地周辺の農地での被害が確認されているだけでなく、ヒグマ個体の目撃もされるなど人的被害の発生も懸念される。</p>

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成30年度）	目標値（平成33年度）
エゾシカ	108.4ha 19,038千円	75.0ha 13,000千円
ヒグマ	13.2ha 2,490千円	9.0ha 1,700千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
<p>捕獲等に関する取組</p>	<p><エゾシカ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家からの捕獲要請を受け鳥獣被害対策実施隊に捕獲依頼し、銃及びくくりわなによる捕獲で対応している。 ・平成23年度にくくりわな6台を導入 ・捕獲個体は処分場において発酵菌を利用した分解処理及び化製場搬入処理を実施 <p><ヒグマ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマの出没情報等を受け猟友会による巡回の実施と農業者への出没情報の周知及び周辺への注意看板の設置を行なっている。また、頻繁な出没が見られる農地には北海道の許可を受け、箱わなを設置し捕獲している。 ・捕獲後の処理 ・埋設処理及び剥製業者への処理委託 	<p><エゾシカ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物被害は、日没から夜間にかけて出没するエゾシカの食害が大半であり農家からの捕獲依頼も多く、時間や場所も様々な状況にあるため猟友会として巡回や捕獲等に大きな負担となっている。 ・特に冬期に捕獲を行なう際に、町指定の搬入場所での処理に限界があるため、資源として有効活用の検討を要する。 <p><ヒグマ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・出没地域が広範囲になっており、巡回時間や箱わな設置による確認作業等の労力や費用の軽減を図る必要がある。更に近年は市街地周辺の農地での出没被害が増加しており、その対策も大きな課題となっている。 <p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・猟友会の会員の高齢化が進んでいることから、担い手の確保及び拡大や農業者との連携による効率的な捕獲体制の検討が必要である。
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道営中山間総合整備事業・畑総事業等により平成9年度から平成12年度の4ヶ年で町全域に鹿侵入防止柵を設置(延長333km) ・鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、平成22年度から平成27年度の6ヶ年で鹿侵入防止柵の再整備を実施(延長87km) ・柵の管理については、町内一円を対象に設置した津別町広域協定運営委員会において毎年点検修理等の維持管理を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既設の鹿侵入防止柵の設置については事業費等の関係から設置延長の短縮を図るため柵内に山林を残したことから、柵内で生息し繁殖している状況と河川や道路等で分断されている箇所からの侵入対策が課題となっており、山林の囲い込みや河川・道路の折返しの延長などの対策が必要となっていたため、受益者との協議の中で必要箇所への鹿侵入防止柵の設置を行なった。今後鹿侵入防止柵を長期的に活用するためにも維持、補修の継続が必要とされる。

(5) 今後の取組方針

<エゾシカ>

農作物被害の軽減目標を達成するため、既存鹿侵入防止柵の維持補修管理に努めるとともに、農業被害が発生している地域を中心に銃での駆除を実施する。

<ヒグマ>

農作物被害以外に、人的被害の発生も懸念されることから、目撃・被害情報のある地域を中心に巡回や捕獲を実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

関係機関で構成する「津別町有害鳥獣被害対策協議会」において、相互の連携・協力を図り効果的な対策について協議し、有害鳥獣における農業被害を最小限に止める。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
31年度	エゾシカ ヒグマ	箱わな、くくりわなの設置 捕獲奨励金の支出
32年度		
33年度		

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

津別町全域での有害鳥獣捕獲を毎年実施しており、多数の個体を捕獲していることから農業被害の減少が見られている。しかし、被害の減少についても限界があり、地域内にも一定数の個体が生息していると考えられ、鹿侵入防止柵内での繁殖も懸念される。

また、平成28年度の捕獲数は420頭、平成29年度の捕獲数は395頭であったが、平成30年度には前年までを大幅に超える捕獲頭数が見込まれており、近年の捕獲実績数を考慮し年間800頭の捕獲計画を設定する。

なお、捕獲計画についてはエゾシカのみを対象とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	31年度	32年度	33年度
エゾシカ	800頭	800頭	800頭

捕獲等の取組内容

町内一円を対象とし、播種期である4月から収穫期である10月までの期間で捕獲を行なう。また、個体数調整のため、上記以外の期間での捕獲も検討する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>侵入防止柵による対策とくくりわなによる捕獲のみでは限界があることや、地域内にも一定数の個体が生息していることや鹿侵入防止柵内での繁殖が懸念されている現状を踏まえ、農業被害防止の観点から個体数の減少を図るためライフル銃での捕獲を要する。</p> <p>町内一円で目撃や被害情報の多発している農地周辺を中心に、播種時期である4月から収穫期である10月までの期間、また、個体数調整のため上記以外での期間でも実施隊員により銃を用いた捕獲を行なう。</p> <p>ヒグマに関しても同様に目撃情報のあった箇所を中心に巡回や捕獲を行なうためライフル銃の使用を要する。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	31年度	32年度	33年度
エゾシカ	新設予定なし	新設予定なし	新設予定なし

(2) その他被害防止に関する取組

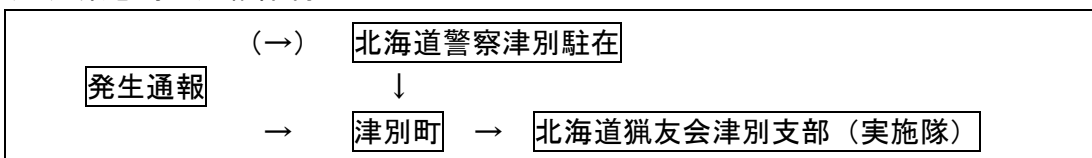
年度	対象鳥獣	取組内容
31年度	エゾシカ ヒグマ	侵入防止柵の維持補修管理 銃、くくりわな、箱わなによる捕獲
32年度		
33年度		

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
津別町	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民への伝達 関係機関との連絡調整
北海道警察津別駐在	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連絡調整
北海道猟友会津別支部（実施隊）	<ul style="list-style-type: none"> 対象鳥獣の捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・ 捕獲鳥獣は処理場において発酵菌を利用した分解処理及び化製場搬入処理
- ・ ヒグマについては内臓等の一部を北海道環境科学研究センターへ試料提供
- ・ エゾシカ有効利用について検討する

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

有効利用について検討する

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	津別町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
津別町	協議会の運営及び被害防止施策の実施 有害鳥獣捕獲指示等の全体調整 被害等出没状況の把握及び住民への情報提供
津別町農業協同組合	協議会の運営及び被害防止施策の実施 農業者への指導及び意見聴取、被害状況の把握 出没状況の把握及び農業者への情報提供
津別町鹿害対策協議会 (津別町広域協定運営委員会)	協議会の運営及び被害防止施策の実施 鹿侵入防止柵の維持管理
北海道猟友会津別支部	協議会の運営及び被害防止施策の実施 銃器及び箱わな等による捕獲の実施
網走農業改良普及センター	農業者への指導及び調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
オホーツク総合振興局 (産業振興課農務課 保健環境部環境生活課)	有害鳥獣捕獲等に係る事業の活用 有害鳥獣捕獲等に係る許可事務及び被害報告等の 取りまとめ

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成23年4月より鳥獣被害対策実施隊を設置

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし